

レセ電通信訪 2026007 号
令和 8 年 8 月 21 日

レセプト電算処理訪問看護システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「オンラインによる請求に係る記録条件仕様」の厚生労働省ホームページ
(診療報酬情報提供サービス) への掲載について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が令和 8 年 7 月 29 日に公布され、8 月 1 日
付けで施行されたことに伴い、「オンラインによる請求に係る記録条件仕様（訪問看護用）」
が、下記のとおり更新され、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載
されましたのでお知らせします。

記

○ 更新箇所

窓口負担額レコードの注 1

○ 更新内容

窓口負担額レコードの記録は任意とする。

なお、記録されていない場合は、審査支払機関において行う資格確認により、月の途中
での資格喪失が確認されたレセプトに係るレセプト振替及び分割の対象外とする。

ただし、記録されていない場合であっても、レセプトの合計金額が次の金額以下である
場合については、レセプト振替及び分割の対象とする。

・令和 8 年 7 月診療分まで

本人・家族 118,000 円以下、未就学者 177,000 円以下、高齢受給者 40,000 円以下及び
後期高齢者 30,000 円以下である場合

・令和 8 年 8 月診療分から

本人・家族 123,000 円以下、未就学者 184,500 円以下、高齢受給者 40,000 円以下及び
後期高齢者 80,000 円以下である場合